

○吹田市手数料条例

平成12年3月16日条例第4号

吹田市手数料に関する条例（昭和15年吹田市条例第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、市が特定の者のためにする事務について徴収する手数料は、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（手数料の徴収）

第2条 市長は、別表に掲げる事務に係る申請をしようとする者から、申請の際、同表に定める金額の手数料を徴収する。ただし、同表第8項第4号に定める所在場所における検査に係る手数料は、市長が特別の理由があると認める場合は、後納させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、法令の規定により無料の取扱いをしなければならないものについては、手数料を徴収しない。

（手数料の件数の計算方法）

第3条 手数料の件数の計算方法は、規則で定める。

（郵送料の負担）

第4条 郵便により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者は、郵送料を負担するものとする。

（手数料の減額又は免除）

第5条 市長は、国又は地方公共団体から申請があった場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、手数料を減額し、又は免除することができる。

（手数料の還付）

第6条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、既納の手数料の全部又は一部を還付することができる。

（閲覧又は証明の範囲等）

第7条 公簿、公文書若しくは図面の閲覧又は各種証明は、閲覧等に供しても差支えないものに限るものとする。

2 閲覧者は、公簿、公文書及び図面の取扱いに注意し、き損、汚損、改ざん等の行為をしてはならない。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の吹田市手数料条例の規定は、平成12年4月1日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則 (省略)

附 則 (令和5年3月31日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第6項の表の改正規定は、令和5年5月26日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の吹田市手数料条例別表第12項及び第14項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年2月21日条例第1号)

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第6項の表の改正規定は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における宅地造成に関する工事の変更許可に係る手数料については、この条例による改正後の吹田市手数料条例別表6項の表第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

1 証明等事務手数料

号	事務	金額
(1)	納税に関する証明又は市民税及び府民税の課税に関する証明	1 件につき 250円 (多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下この表及び次項の表において同じ。）により交付する場合にあっては、1 件につき200円)
(2)	土地、建物その他の資産に関する証明、固定資産税及び都市計画税の課税に関する証明又は公課に関する証明	1 件につき 200円
(3)	住民票（広域交付住民票を除く。）の写しの交付又は住民票記載事項証明	1 件につき 300円 (多機能端末機により交付する場合にあっては、1 件につき200円)
(4)	広域交付住民票又は戸籍の附票の写しの交付	1 件につき 300円
(5)	印鑑に関する証明	1 件につき 300円 (多機能端末機により交付する場合にあっては、1 件につき200円)
(6)	禁治産者、準禁治産者及び成年被後見人に関する証明又は破産者に関する証明	1 件につき 300円
(7)	埋火葬許可証の写しの交付	1 件につき 300円
(8)	住所に関する証明	1 件につき 300円
(9)	不在籍又は不在住に関する証明	1 件につき 300円

(10)	火災、風水害等の被害に関する証明	1 件につき	300円
(11)	消防に関する証明	1 件につき	450円
(12)	その他公簿、公文書若しくは図面の写しの交付又は証明	1 件につき	300円
(13)	公簿、公文書又は図面の閲覧	1 件につき	300円
(14)	道路敷、下水道敷その他の市有地と民有地との境界明示	1 件につき	2,000円

備考 この表は、他の表の適用を受けない事務に適用する。

2 戸籍法関係事務手数料

号	事務	金額
(1)	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付	1 通につき 450円 (多機能端末機により交付する場合にあっては、1 通につき350円)
(2)	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付	1 通につき 750円
(3)	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき 350円
(4)	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件につき 450円
(5)	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第15号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号)第1条の2に規定するものに限る。以下この号及び次号において「電磁的方法」という。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により電磁的方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子	戸籍電子証明書提供用識別符号 400円 1 件につき

	証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
(6)	除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により電磁的方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により電磁的方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	除籍電子証明書 提供用識別符号 1件につき	700円
(7)	届出若しくは申請の受理の証明書の交付、戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。次号において同じ。)の書類に記載した事項の証明書の交付又は届書等情報の内容の証明書の交付	1通につき (婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)に規定する様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)	350円
(8)	戸籍法第48条第2項の書類の閲覧又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧	書類又は届書等 情報の内容を表示したものの1件 につき	350円

3 道路運送車両法関係事務手数料

事務	金額
自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	1両につき 750円

4 租税特別措置法関係事務手数料

号	事務	金額
(1)	優良宅地の認定の申請に対する審査	<p>一団の宅地の面積が1,000平方メートル未満のときは100,000円、1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のときは150,000円、3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のときは230,000円、6,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは310,000円、10,000平方メートル以上30,000平方メートル未満のときは460,000円、30,000平方メートル以上60,000平方メートル未満のときは600,000円、60,000平方メートル以上100,000平方メートル未満のときは780,000円、100,000平方メートル以上のときは1,000,000円</p>
(2)	優良住宅新築の認定の申請に対する審査	<p>新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のときは6,200円、100平方メートルを超え500平方メートル以下のときは8,600円、500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは13,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは35,000円、10,000</p>

		平方メートルを超えるときは 43,000円
(3)	住宅用家屋の証明	1件につき 1,300円
(4)	特定の民間再開発事業の認定の申請に対する審査	31,000円
(5)	特定民間再開発事業の認定の申請に対する審査	32,000円

5 都市計画法関係事務手数料

号	事務	金額
(1)	開発行為の許可の申請に対する審査	<p>ア 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合であつて、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のときは10,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは26,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは51,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のときは100,000円、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のときは150,000円、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のときは210,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のときは260,000円、10ヘクタール以上のときは360,000円</p> <p>イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合で</p>

		<p>あつて、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のときは15,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは36,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは77,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のときは140,000円、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のときは240,000円、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のときは320,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のときは400,000円、10ヘクタール以上のときは560,000円</p> <p>ウ その他の場合であつて、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のときは100,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは150,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは230,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のときは310,000円、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のときは460,000円、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のときは600,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のときは780,000円、10ヘクタール以上のときは1,000,000円</p>
--	--	---

(2)	開発行為の変更許可の申請に対する審査	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円とする。</p> <p>ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前号に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、12,000円</p>
(3)	建築又は建設の承認申請に対する審査	1件につき 2,000円
(4)	開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	<p>ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建</p>

		<p>築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 2,100円</p> <p>イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合 3,200円</p> <p>ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のものである場合 21,000円</p>
(5)	開発登録簿の写しの交付	用紙1枚につき 510円
(6)	開発許可不要証明の申請に対する審査	1件につき 4,800円

6 宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務手数料

号	事務	金額
(1)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査	盛土又は切土をする土地(次号及び第3号において「盛土等の土地」という。)の面積が500平方メートル以内のものは14,300円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものは25,900円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものは37,300円、2,000平方メ

		<p>一トルを超え3,000平方メートル以内のものは57,300円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものは71,600円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものは96,300円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のものは150,600円、20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のものは235,200円、40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のものは377,200円、70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のものは541,500円、100,000平方メートルを超えるものは723,600円</p>
(2)	<p>宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可の申請に対する審査</p>	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が723,600円を超えるときは、723,600円とする。</p> <p>ア 盛土等の土地に係る工事の計画の変更(イに該当する部分を除く。)については、当該変更前の盛土等の土地の面積(その面積が減少する場合にあっては、減少後の面積)に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額(その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とし、50</p>

		<p>円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とする。)</p> <p>イ 盛土等の土地に係る工事の計画の変更のうち、新たに盛土等の土地を加える部分については、新たに加える盛土等の土地の面積に応じ前号に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、 13,500円</p>
(3)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査	<p>盛土等の土地の面積が500平方メートル以内のものは3,900円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものは4,300円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものは4,800円、2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものは5,500円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものは6,100円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものは7,000円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のものは9,200円、20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のものは12,600円、40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のものは18,100円、70,000平方メートルを超え100,000平方メートル</p>

		ル以内のものは24,600円、100,000平方メートルを超えるものは31,800円
(4)	土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	土石の堆積をする土地の面積が500平方メートル以内のものは12,100円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものは15,100円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものは17,800円、2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものは22,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものは30,800円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものは34,800円、10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のものは41,700円、20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のものは56,700円、40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のものは77,400円、70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のものは115,400円、100,000平方メートルを超えるものは144,200円
(5)	土石の堆積に関する工事の変更許可の申請に対する審査	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が144,200円を超えるときは、144,200円とする。

		<p>ア 土石の堆積をする土地に係る工事の計画の変更(イに該当する部分を除く。)については、当該変更前の土石の堆積をする土地の面積(その面積が減少する場合には、減少後の面積)に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額(その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とし、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とする。)</p> <p>イ 土石の堆積をする土地に係る工事の計画の変更のうち、新たに土石の堆積をする土地を加える部分については、新たに加える土石の堆積をする土地の面積に応じ前号に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、 13,500円</p>
(6)	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可等を受けたことの証明	1件につき 650円
(7)	宅地造成及び特定盛土等に関する工事でない旨の証明	1件につき 5,500円

7 削除

8 計量関係検査等事務手数料

号	事務	金額
(1)	非自動はかりの検査	1個につき、次に掲げる額(最小の目量又は表記された感量がひょう

		<p>量の1万分の1未満のものにあっては、その2倍の額)</p> <p>ア 検出部が電気式又は光電式の ものであって、ひょう量が100キログラム以下のものは1,400円、100キログラムを超え250キログラム以下のものは1,800円、250キログラムを超え500キログラム以下のものは2,200円、500キログラムを超え1トン以下のものは3,100円</p> <p>イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの 250円</p> <p>ウ その他のものであって、ひょう量が100キログラム以下のものは500円、100キログラムを超え250キログラム以下のものは900円、250キログラムを超え500キログラム以下のものは1,500円、500キログラムを超え1トン以下のものは2,100円、1トンを超え2トン以下のものは3,700円、2トンを超え5トン以下のものは6,900円、5トンを超え10トン以下のものは10,700円、10トンを超え20トン以下のものは15,000円、20トンを超え30トン以下のものは19,100円、30トンを超え40トン</p>
--	--	---

		以下のものは21,600円、40トンを超え50トン以下のものは29,800円、50トンを超えるものは51,200円
(2)	分銅又は定量おもり若しくは定量増おもりの検査	1個につき 10円
(3)	皮革面積計の検査	1個につき 2,500円
(4)	所在場所における検査	<p>前3号に掲げる検査をその所在場所で行う場合 前3号に掲げる金額と次に掲げる金額とを合算した額</p> <p>ア ひょう量が1トン以下の質量計 1個につき2,000円(1トン以下のもの2個以上のときは、ひょう量のトン数を合算したトン数(そのトン数に1トン未満の端数があるときは、これを切り上げたトン数)に2,000円を乗じて得た額)</p> <p>イ ひょう量が1トンを超え10トン未満の質量計 1個につき当該質量計のひょう量のトン数に4分の3を乗じて得たトン数(そのトン数に1トン未満の端数があるときは、これを切り上げたトン数)に2,000円を乗じて得た額</p> <p>ウ ひょう量が10トン以上の質量計 1個につき当該質量計のひょう量のトン数に5分の3を乗じて得たトン数(そのトン数に1</p>

		トン未満の端数があるときはこれを切り上げたトン数とし、そのトン数が8トン未満のときはこれを8トンとする。)に2,000円を乗じて得た額
(5)	計量法(平成4年法律第51号)第127条第3項の規定に基づく適正計量管理事業所の指定に係る検査	1件につき 7,400円
(6)	計量法に基づく市長の権限に属する事務に係る証明書書の交付	1件につき 400円

9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係事務手数料

事務	金額
鳥獣の飼養登録票の交付(更新する場合を含む。)又は再交付	1羽又は1頭につき 3,400円

10 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務手数料

号	事務	金額
(1)	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項の確認書又は住宅性能評価書により住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨を確認することができる住宅(以下この表において「長期使用構造等住宅」という。)に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査(次号に該当するものを除く。)	申請1件につきアに掲げる額にイ及びウに掲げる額を合算した額 ア 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第1条各項の長期使用構造等とするための措置に係る基準として国土交通大臣が定める基準(以下この表において「長期使用構造等基準」という。)のうち住宅を新築しようとする場合の基準が適用される新築の住宅(以下この表において「新築基準適用新築住宅」という。)一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分を有するものを含む。以下この表に

において同じ。)は13,000円、共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。)であって認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものは21,300円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは35,300円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のものは55,200円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のものは97,500円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものは163,400円、10,000平方メートルを超えるものは279,700円

(イ) 長期使用構造等基準のうち住宅を増築し、若しくは改築しようとする場合の基準が適用される住宅(以下この表において「増改築基準適用住宅」という。)又は長期使用構造等基準のうち住宅を新築しようとする場合の基準が適用される既存の住宅(以下この表において「新築基準適用既存住宅」という。)一戸建ての住宅は17,400円、共同住宅等であって認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものは29,600円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは49,900円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のものは77,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のものは136,400円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものは

		<p>228,000円、10,000平方メートルを超えるものは387,200円</p> <p>イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、申出1件につき吹田市建築基準法施行条例（平成12年吹田市条例第3号）第6条第1項から第3項までの規定の例により算出される手数料の金額に相当する額</p> <p>ウ 法第6条第2項の規定による申出について建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条の4に規定する昇降機その他の建築設備に係る部分を含む場合にあっては、吹田市建築基準法施行条例第7条第1項及び第4項の規定により算出される手数料の金額に相当する額</p>
<p>(2)</p>	<p>長期使用構造等住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(法第6条第2項の規定による申出について構造計算適合性判定(建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定をいう。以下この表において同じ。)に準じた審査を要する場 合に限る。)</p>	<p>申請1件につき前号の規定により算出される手数料の金額に、申出1件につき3,300円に、1の建築物ごと（建築基準法第20条第2項に規定する部分については、当該部分ごと。以下この表において同じ。）にア又はイに掲げる額を加算した額を合算した額</p> <p>ア 大臣認定プログラム（建築基準法第20条第1項第2号イに規定するプログラム又は同項第3号イに規定するプログラムをいう。イにおいて同じ。）により構造計算をしている場合にあっては、床面積の合計が200平方メートル以下のものは97,600円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のものは110,200円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは</p>

		<p>122,800円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のものは135,300円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものは153,600円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のものは193,600円、50,000平方メートルを超えるものは327,400円</p> <p>イ 大臣認定プログラム以外の方法により構造計算をしている場合にあっては、床面積の合計が200平方メートル以下のものは128,900円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のものは154,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは179,100円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のものは204,300円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものは244,100円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のものは324,200円、50,000平方メートルを超えるものは595,500円</p>
(3)	<p>長期使用構造等住宅以外の住宅に係る長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>申請1件につきアに掲げる額にイからエまでに掲げる額を合算した額</p> <p>ア 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 新築基準適用新築住宅 一戸建ての住宅は73,600円、共同住宅等であって認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものは130,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは207,000円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のものは408,100円、3,000</p>

	<p>平方メートルを超え5,000平方メートル以下のものは730,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものは1,255,000円、10,000平方メートルを超えるものは2,323,700円</p> <p>(イ) 増改築基準適用住宅又は新築基準適用既存住宅 一戸建ての住宅は108,700円、共同住宅等であって認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものは192,700円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは307,300円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のものは606,300円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のものは1,085,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものは1,865,500円、10,000平方メートルを超えるものは3,453,000円</p> <p>イ 法第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、申出1件につき第1号イに掲げる額</p> <p>ウ 法第6条第2項の規定による申出について構造計算適合性判定を要する場合にあっては、申出1件につき3,300円に、1の建築物ごとに前号ア又はイに掲げる額を加算した額</p> <p>エ 法第6条第2項の規定による申出について建築基準法第87条の4に規定する昇降機その他の建築設備に係る部分を含む場合にあっては、第1号ウに掲げる額</p>
(4)	長期使用構造等住宅に係る認定を申請1件につき、アに掲げる額にイからエまでに

<p>受けた長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更認定の申請に対する審査(第6号に該当するものを除く。)</p>	<p>掲げる額を合算した額</p> <p>ア 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額（共同住宅等に係る申請であって、変更の内容が全体に及ばないものにあつては、その額を変更前の認定に係る全ての住宅の戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた額）に変更認定に係る住宅の戸数を乗じて得た額（その額が(ア)又は(イ)に定める額を超えるときは、(ア)又は(イ)に定める額））</p> <p>(ア) 新築基準適用新築住宅 一戸建ての住宅は1,900円、共同住宅等であつて変更前の認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものは3,700円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは6,500円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のものは9,500円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のものは17,500円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものは29,800円、10,000平方メートルを超えるものは49,300円</p> <p>(イ) 増改築基準適用住宅又は新築基準適用既存住宅 一戸建ての住宅は2,700円、共同住宅等であつて変更前の認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものは5,600円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは9,900円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のものは14,300円、3,000平方メートルを超え</p>
---	--

		<p>5,000平方メートル以下のものは26,300円、 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものは44,800円、10,000平方メートルを超えるものは74,100円</p> <p>イ 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、申出1件につき第1号イに掲げる額</p> <p>ウ 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出について構造計算適合性判定を要する場合にあっては、申出1件につき3,300円に、1の建築物ごとに第2号ア又はイに掲げる額を加算した額</p> <p>エ 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出について建築基準法第87条の4に規定する昇降機その他の建築設備に係る部分を含む場合にあっては、吹田市建築基準法施行条例第7条（第3項を除く。）の規定により算出される手数料の金額に相当する額</p>
(5)	<p>長期使用構造等住宅以外の住宅に係る認定を受けた長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更認定の申請に対する審査(次号に該当するものを除く。)</p>	<p>申請1件につき、アに掲げる額(変更が法第5条第8項第4号から第7号までに掲げる事項のみの変更である申請にあっては、2,300円)にイからエまでに掲げる額を合算した額</p> <p>ア 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額(共同住宅等に係る申請であって、変更の内容が全体に及ばないものにあっては、その額を変更前の認定に係る全ての住宅の戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り上げた額)に変更認定に係る住宅の戸数を乗じて得た額(その額が(ア)</p>

又は(イ)に定める額を超えるときは、(ア)又は(イ)に定める額)

(ア) 新築基準適用新築住宅 一戸建ての住宅は12,700円、共同住宅等であって変更前の認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものは23,300円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは37,700円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のものは73,800円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のものは134,500円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものは233,800円、10,000平方メートルを超えるものは431,600円

(イ) 増改築基準適用住宅又は新築基準適用既存住宅 一戸建ての住宅は18,900円、共同住宅等であって変更前の認定に係る建築物の部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものは35,100円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは56,600円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のものは110,900円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のものは201,800円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものは350,800円、10,000平方メートルを超えるものは647,500円

イ 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、申出1件につき前号イに掲げる額

		ウ 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出について構造計算適合性判定を要する場合にあっては、申出1件につき3,300円に、1の建築物ごとに第2号ア又はイに掲げる額を加算した額	
		エ 法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出について建築基準法第87条の4に規定する昇降機その他の建築設備に係る部分を含む場合にあっては、前号エに掲げる額	
(6)	譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査	1件につき	1,500円
(7)	認定計画実施者の地位承継の承認の申請に対する審査	1件につき	1,500円
(8)	前各号に規定する認定、変更認定又は承認を受けている者であることの証明	1件につき	980円
(9)	法第18条第1項の規定による許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円

備考 第2号の床面積は、構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の部分の床面積について算定する。ただし、建築基準法第6条の3第7項の適合判定通知書又は同法第18条の2第1項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関（当該指定構造計算適合性判定機関がない場合は、大阪府知事）が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面が交付された建築物に係る計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にあっては、その床面積の合計に0.5を乗じて得た面積（増築部分がある建築物にあっては、増築部分の床面積の合計に、増築部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た

面積を加えた面積)とする。

11 土壌汚染対策法関係事務手数料

号	事務	金額
(1)	汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	1件につき 239,500円
(2)	汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 187,300円
(3)	汚染土壌処理業の変更許可の申請に対する審査	1件につき 119,900円
(4)	汚染土壌処理業の譲渡及び譲受けの承認の申請に対する審査	1件につき 93,200円
(5)	汚染土壌処理業に係る法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	1件につき 93,200円
(6)	汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請に対する審査	1件につき 93,200円

12 都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務手数料

号	事務	金額
(1)	低炭素建築物新築等計画の認定又は変更認定（以下この表において「認定等」という。）の申請（変更認定の申請にあっては、申請に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法（低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）第54条第1項各号に	申請1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 次に掲げる認定等の申請をしようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 非住宅建築物（住宅の用途に供する部分を有しない建築物をいう。以下この表において同じ。）で、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が技術的基準に適合すると認められたもの 認定等に係る建築物の部分の

掲げる基準（以下この表において「技術的基準」という。）に適合するかどうかを評価する方法をいう。以下この表において同じ。）が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分が増加される場合に限る。）に対する審査（次号に該当するものを除く。）

床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは19,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは30,700円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは91,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは144,900円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは182,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは228,600円、50,000平方メートル以上のものは319,900円

(イ) (ア)に掲げるもの以外の非住宅建築物で、そのエネルギーの使用の効率性その他の性能が法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下この表において「誘導すべき基準」という。）に適合するものであることを市長が認める方法により評価するもの認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは101,500円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは128,600円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは168,500円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは271,200円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは353,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは424,200円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは497,300円、50,000平方メートル以上のものは643,400円

(ウ) 非住宅建築物で、(ア)及び(イ)に掲げるもの以外のもので、認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは261,300円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは326,800円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは421,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは600,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは738,500円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは872,400円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは994,900円、50,000平方メートル以上のものは1,240,000円

(エ) 一戸建ての住宅（住宅以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）で、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。）が技術的基準に適合すると認められたもの5,600円

(オ) (エ)に掲げるもの以外の一戸建ての住宅で、そのエネルギーの使用の効率性その他の性能が誘導すべき基準に適合するものであることを建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準（以下この表において「誘導仕様基準」という。）により評価するもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは22,400円、

200平方メートル以上のものは23,900円

(カ) 一戸建ての住宅で、(エ)及び(オ)に掲げるもの以外のもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは41,400円、200平方メートル以上のものは46,000円

(キ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）で、登録住宅性能評価機関が技術的基準に適合すると認めたもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは23,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは51,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは91,800円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは147,700円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは223,500円、50,000平方メートル以上のものは339,400円

(ク) (キ)に掲げるもの以外の共同住宅等で、そのエネルギーの使用の効率性その他の性能が誘導すべき基準に適合するものであることを誘導仕様基準により評価するもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは39,900円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは67,300円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは119,900円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは180,100円、10,000平方メートル以上

25,000平方メートル未満のものは328,800円、
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満
のものは554,600円、50,000平方メートル以上のも
のものは971,100円

(ケ) 共同住宅等で(キ)及び(ク)に掲げるもの以外
のもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合
計が300平方メートル未満のものは81,000円、300
平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
は133,500円、2,000平方メートル以上5,000平方メ
ートル未満のものは225,600円、5,000平方メー
トル以上10,000平方メートル未満のものは322,400
円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル
未満のものは632,400円、25,000平方メートル以上
50,000平方メートル未満のものは1,116,900円、
50,000平方メートル以上のものは2,050,900円

(コ) 複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及
び住宅の用途に供する部分から成る建築物をい
う。）（ア）中「建築物のエネルギー消費性能の
向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15
条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性
能判定機関（以下この表において「登録建築物エ
ネルギー消費性能判定機関」という。）」とあり、
（エ）中「住宅の品質確保の促進等に関する法律第
5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以
下この表において「登録住宅性能評価機関」とい
う。）」とあり、及び(キ)中「登録住宅性能評価
機関」とあるのを「登録住宅性能評価機関（登録
建築物エネルギー消費性能判定機関であるものに
限る。）」と読み替えて、住宅以外の用途に供す

		<p>る部分を非住宅建築物とみなして(ア)から(ウ)までの規定を適用して算出した額及び住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして(エ)から(ケ)までの規定を適用して算出した額の合計額</p> <p>イ 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出をする場合にあっては、申出1件につき吹田市建築基準法施行条例第6条第1項から第3項までの規定の例により算出される手数料の金額に相当する額</p> <p>ウ 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出について建築基準法第87条の4に規定する昇降機その他の建築設備に係る部分を含む場合にあっては、吹田市建築基準法施行条例第7条第1項及び第4項の規定により算出される手数料の金額に相当する額</p>
<p>(2)</p>	<p>低炭素建築物新築等計画の認定等の申請（変更認定の申請にあっては、申請に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分が追加される場合に限る。）に対する審査（法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出について構造計算</p>	<p>申請1件につき前号の規定により算出される手数料の金額に、申出1件につき3,300円に、1の建築物ごと（建築基準法第20条第2項に規定する部分については、当該部分ごと。次号において同じ。）にア又はイに掲げる額を加算した額を合算した額</p> <p>ア 大臣認定プログラム（建築基準法第20条第1項第2号イに規定するプログラム又は同項第3号イに規定するプログラムをいう。イにおいて同じ。）により構造計算をしている場合にあっては、床面積の合計が200平方メートル以下のものは97,600円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のものは110,200円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは122,800円、1,000平方メートルを超</p>

	<p>適合性判定（建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定をいう。以下この表において同じ。）に準じた審査を要する場合に限る。）</p>	<p>え2,000平方メートル以下のものは135,300円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものは153,600円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のものは193,600円、50,000平方メートルを超えるものは327,400円</p> <p>イ 大臣認定プログラム以外の方法により構造計算をしている場合にあっては、床面積の合計が200平方メートル以下のものは128,900円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のものは154,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは179,100円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のものは204,300円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものは244,100円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のものは324,200円、50,000平方メートルを超えるものは595,500円</p>
<p>(3)</p>	<p>低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請（申請に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分が追加される場合を除く。）に対する審査</p>	<p>申請1件につき次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 次に掲げる変更認定の申請をしようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 第1号ア(ア)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,100円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは10,100円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは16,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは46,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは73,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは92,100円、25,000平方メートル以上</p>

50,000平方メートル未満のものは114,900円、

50,000平方メートル以上のものは160,600円

(イ) 第1号ア(イ)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは51,400円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは64,900円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは84,900円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは136,200円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは177,300円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは212,700円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは249,200円、50,000平方メートル以上のものは322,300円

(ウ) 第1号ア(ウ)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは131,300円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは164,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは211,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは300,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは369,800円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは436,800円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは498,100円、50,000平方メートル以上のものは620,600円

(エ) 第1号ア(エ)に掲げる建築物 3,400円

(オ) 第1号ア(オ)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル

ル未満のものは11,800円、200平方メートル以上のものは12,600円

(カ) 第1号ア(カ)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは21,300円、200平方メートル以上のものは23,600円

(キ) 第1号ア(キ)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,100円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは12,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは26,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは46,600円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは74,600円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは112,900円、50,000平方メートル以上のものは171,300円

(ク) 第1号ア(ク)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは20,600円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは34,300円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは60,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは90,800円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは165,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは278,400円、50,000平方メートル以上のものは487,100円

(ケ) 第1号ア(ケ)に掲げる建築物 変更認定に係

		<p>る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは41,100円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは67,400円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは113,500円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは161,900円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは317,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは559,600円、50,000平方メートル以上のものは1,027,100円</p> <p>(コ) 第1号ア(コ)に掲げる建築物 同号ア(コ)の規定の例により算出した額</p> <p>イ 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合にあつては、申出1件につき第1号イに掲げる額</p> <p>ウ 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出について構造計算適合性判定を要する場合にあつては、申出1件につき3,300円に、1の建築物ごとに前号ア又はイに掲げる額を加算した額</p> <p>エ 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出について建築基準法第87条の4に規定する昇降機その他の建築設備に係る部分を含む場合にあつては、第1号ウに掲げる額</p>
(4)	<p>低炭素建築物新築等計画の変更が軽微な変更であることの証明 (変更に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定等に係る評価方法と</p>	<p>申請1件につき次に掲げる証明を受けようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 第1号ア(ア)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは19,000円、</p>

同一である場合を除く。)

1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは30,700円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは91,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは144,900円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは182,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは228,600円、50,000平方メートル以上のものは319,900円

イ 第1号ア(イ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは128,600円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは168,500円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは271,200円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは353,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは424,200円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは497,300円、50,000平方メートル以上のものは643,400円

ウ 第1号ア(ウ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは326,800円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは421,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは600,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは738,500円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは872,400円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは994,900円、50,000

		<p>平方メートル以上のものは1,240,000円</p> <p>エ 第1号ア(コ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなしてアからウまでの規定を適用して算出した額</p>
<p>(5)</p>	<p>低炭素建築物新築等計画の変更が軽微な変更であることの証明（変更に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。）</p>	<p>申請1件につき次に掲げる証明を受けようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 第1号ア(ア)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは10,100円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは16,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは46,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは73,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは92,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは114,900円、50,000平方メートル以上のものは160,600円</p> <p>イ 第1号ア(イ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは64,900円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは84,900円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは136,200円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは177,300円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは212,700円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは249,200円、50,000平方メートル以上のものは322,300円</p>

		<p>ウ 第1号ア(ウ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは164,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは211,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは300,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは369,800円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは436,800円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは498,100円、50,000平方メートル以上のものは620,600円</p> <p>エ 第1号ア(コ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなしてアからウまでの規定を適用して算出した額</p>
(6)	第1号から第3号までに規定する認定等を受けたことの証明	1件につき980円

備考

- 1 この表の床面積は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に定めるところにより算定する。
- 2 この表の床面積の合計は、認定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。
- 3 第1号の床面積の合計は、変更認定の申請（認定等に係る建築物の部分が追加される場合に限る。）にあつては、当該追加に係る部分の床面積の合計に、当該追加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 4 第2号の床面積の合計は、構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積の合計とする。ただし、建築基準法第6条の3第7項の適合判定通知書又は同法第18条の2第1項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関（当該指定構造計算適合性判定機関がない場合は、大阪府知事）が構造計算適合性判

定に準じた審査を行い、同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面が交付された建築物にあっては、その床面積の合計に0.5を乗じて得た面積（増築部分がある建築物にあっては、増築部分の床面積の合計に、増築部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積）とする。

13 マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係事務手数料

事務	金額
マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づく容積率の特例許可の申請に対する審査	1件につき160,000円

14 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係事務手数料

号	事務	金額
(1)	建築物エネルギー消費性能確保計画（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この表において同じ。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この表において「判定」という。）の申請に対する審査	申請1件につき次に掲げる申請をしようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）に含まれる他の建築物（法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）であって、申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の評価方法（建築物エネルギー消費性能確保計画が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この表において「消費性能基準」という。）に適合するかどうかを評価する方法をいう。以下この表において同じ。）が認定建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法（建築物エネルギー消費性能向上計画（法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）が法第35条第1項各号に掲げる基

		<p>準（以下この表において「性能向上基準」という。）に適合するかどうかを評価する方法をいう。以下この表において同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「省令」という。）第10条第1号ロに定める基準により評価する方法に限る。）と同一であるもの 判定に係る建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは19,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは30,700円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは91,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは144,900円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは182,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは228,600円、50,000平方メートル以上のものは319,900円</p> <p>イ アに掲げるもの以外の建築物（非住宅建築物（住宅の用途に供する部分を有しない建築物をいう。以下この表において同じ。）で、消費性能基準に適合するものであることを省令第1条第1項第1号ロに定める基準により評価するものに限る。） 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 工場等の用途のみの建築物 判定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは21,600円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは30,400円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは43,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは108,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは163,200円、</p>
--	--	---

		<p>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは202,800円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは251,500円、50,000平方メートル以上のものは349,700円</p> <p>(イ) (ア)に掲げるもの以外の建築物 判定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは99,200円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは126,300円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは166,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは269,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは351,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは421,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは495,000円、50,000平方メートル以上のものは641,100円</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもの以外の建築物 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 工場等の用途のみの建築物 判定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは26,200円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは35,400円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは49,100円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは116,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは171,600円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは211,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは262,100円、</p>
--	--	--

		<p>50,000平方メートル以上のものは362,600円</p> <p>(イ) (ア)に掲げるもの以外の建築物 判定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは259,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは324,500円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは418,900円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは597,700円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは736,200円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは870,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは992,600円、50,000平方メートル以上のものは1,237,700円</p>
(2)	<p>建築物エネルギー消費性能適合性変更判定（建築物エネルギー消費性能確保計画を変更した場合の判定をいい、非住宅部分に係る部分の変更を含むものに限る。以下この表において「変更判定」という。）の申請（申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定又は変更判定（以下この表において「判定等」という。）に係る評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分が追加される場</p>	<p>申請1件につき次に掲げる申請をしようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 前号イに掲げる建築物 同号イに定める額</p> <p>イ 前号ウに掲げる建築物 同号ウに定める額</p>

	合に限る。)に対する審査	
(3)	<p>変更判定の申請（申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る評価方法と同一でない場合及び判定等に係る建築物の部分が追加される場合を除く。）に対する審査又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明</p>	<p>申請1件につき次に掲げる申請をし、又は証明を受けようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 第1号アに掲げる建築物 変更判定に係る建築物の部分又は証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,100円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは10,100円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは16,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは46,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは73,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは92,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは114,900円、50,000平方メートル以上のものは160,600円</p> <p>イ 第1号イ(ア)に掲げる建築物 変更判定に係る建築物の部分又は証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは15,800円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは22,100円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは54,800円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは82,200円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは102,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは126,400円、50,000平方メートル以上のものは175,400円</p>

	<p>ウ 第1号イ(イ)に掲げる建築物 変更判定に係る建築物の部分又は証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは63,700円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは83,700円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは135,100円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは176,200円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは211,600円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは248,100円、50,000平方メートル以上のものは321,100円</p> <p>エ 第1号ウ(ア)に掲げる建築物 変更判定に係る建築物の部分又は証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは18,300円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは25,100円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは58,700円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは86,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは106,600円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは131,700円、50,000平方メートル以上のものは181,900円</p> <p>オ 第1号ウ(イ)に掲げる建築物 変更判定に係る建築物の部分又は証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは162,900円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは210,000</p>
--	---

		<p>円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは299,500円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは368,700円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは435,700円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは496,900円、50,000平方メートル以上のものは619,500円</p>
<p>(4)</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画（法第34条第3項各号に掲げる事項の記載のないものに限る。）の認定又は変更認定（以下この表において「認定等」という。）の申請（変更認定の申請にあつては、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分が増加される場合に限る。）に対する審査（次号に該当するものを除く。）</p>	<p>申請1件につき次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 次に掲げる認定等の申請をしようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 非住宅建築物で、法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が性能向上基準に適合すると認められたもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは19,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは30,700円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは91,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは144,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは182,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは228,600円、50,000平方メートル以上のものは319,900円</p> <p>(イ) (ア)に掲げるもの以外の非住宅建築物で、法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準（以下この表において「建築物</p>

エネルギー消費性能誘導基準」という。)に適合するものであることを省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準により評価するもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは99,200円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは126,300円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは166,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは269,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは351,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは421,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは495,000円、50,000平方メートル以上のものは641,100円

(ウ) 非住宅建築物で、(ア)及び(イ)に掲げるもの以外のもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは259,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは324,500円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは418,900円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは597,700円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは736,200円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは870,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは992,600円、50,000平方メートル以上のものは1,237,700円

(エ) 一戸建ての住宅(住宅以外の用途に供する部分を有しないもの)に限る。以下この表において同

じ。)で、住宅の品質確保の促進等に関する法律
第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関
(以下この表において「登録住宅性能評価機関」
という。)が性能向上基準に適合すると認めたも
の 5,600円

(オ) (エ)に掲げるもの以外の一戸建ての住宅で、
建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するも
のであることを省令第10条第2号イ(2)及び同号
ロ(2)に定める基準(以下この表において「誘導
仕様基準」という。)により評価するもの 認定
等に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方
メートル未満のものは20,100円、200平方メートル
以上のものは21,600円

(カ) 一戸建ての住宅で、(エ)及び(オ)に掲げるも
の以外のもの 認定等に係る建築物の部分の床面
積の合計が200平方メートル未満のものは39,100
円、200平方メートル以上のものは43,700円

(キ) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建
ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において
同じ。)で、登録住宅性能評価機関が性能向上基
準に適合すると認めたもの 認定等に係る建築物
の部分の床面積の合計が300平方メートル未満の
ものは11,000円、300平方メートル以上2,000平方
メートル未満のものは23,200円、2,000平方メー
トル以上5,000平方メートル未満のものは51,400円、
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満
のものは91,800円、10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のものは147,700円、
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満

のものは223,500円、50,000平方メートル以上のものは339,400円

(ク) (キ)に掲げるもの以外の共同住宅等で、建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものであることを誘導仕様基準により評価するもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは37,600円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは65,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは117,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは177,800円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは326,500円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは552,300円、50,000平方メートル以上のものは968,800円

(ケ) 共同住宅等で、(キ)及び(ク)に掲げるもの以外のもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは78,700円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは131,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは223,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは320,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは630,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは1,114,700円、50,000平方メートル以上のものは2,048,600円

(コ) 複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をい

		<p>う。以下この表において同じ。) (ア)中「法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)」とあり、(エ)中「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。)」とあり、及び(キ)中「登録住宅性能評価機関」とあるのを「登録住宅性能評価機関(登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるものに限る。)」と読み替えて、住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして(ア)から(ウ)までの規定を適用して算出した額及び住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして(エ)から(ケ)までの規定を適用して算出した額の合計額</p> <p>イ 法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をする場合にあっては、申出1件につき吹田市建築基準法施行条例第6条第1項から第3項までの規定の例により算出される手数料の金額に相当する額</p> <p>ウ 法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出について建築基準法第87条の4に規定する昇降機その他の建築設備に係る部分を含む場合にあっては、吹田市建築基準法施行条例第7条第1項及び第4項の規定により算出される手数料の金額に相当する額</p>
(5)	建築物エネルギー消費性能向上計画(法第34条第3項各号	法第34条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物について、1の建築物ごとに、次に掲げる場合の区分

	<p>に掲げる事項の記載があるものに限る。)の認定等の申請に対する審査(変更認定の申請にあっては、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が直近の建築物エネルギー消費性能向上計画と同一である1の建築物に係る申請の部分を除く。)</p>	<p>に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 当該申請に係る建築物について建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でないとき、床面積の合計が増加するとき又は当該建築物が認定建築物エネルギー消費性能向上計画に追加されるとき 第4号アの(ア)から(ウ)まで及び(カ)から(ケ)までの規定中「建築物の部分」とあるのを「1の建築物」と読み替えて、同号アの(ア)から(コ)までの規定を適用して算出した額の合計額</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請を行う場合であってアに定める場合以外の場合 第7号アの(ア)から(ウ)まで及び(カ)から(ケ)までの規定中「建築物の部分」とあるのを「1の建築物」と読み替えて、同号アの(ア)から(コ)までの規定を適用して算出した額の合計額</p>
<p>(6)</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請(変更認定の申請にあっては、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分が追加される場合に限る。)に対する審査(法第35条第2項(法第36条第2項において</p>	<p>申請1件につき前2号の規定により算出される手数料の金額に、申出1件につき3,300円に、1の建築物ごと(建築基準法第20条第2項に規定する部分については、当該部分ごと。次号において同じ。)にア又はイに掲げる額を加算した額を合算した額</p> <p>ア 大臣認定プログラム(建築基準法第20条第1項第2号イに規定するプログラム又は同項第3号イに規定するプログラムをいう。イにおいて同じ。)により構造計算をしている場合にあつては、床面積の合計が200平方メートル以下のものは97,600円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のものは110,200円、500平方メートルを超え1,000平方メートル</p>

	<p>準用する場合を含む。)の規定による申出について構造計算適合性判定(建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定をいう。以下この表において同じ。)に準じた審査を要する場合に限る。)</p>	<p>ル以下のものは122,800円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のものは135,300円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものは153,600円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のものは193,600円、50,000平方メートルを超えるものは327,400円</p> <p>イ 大臣認定プログラム以外の方法により構造計算をしている場合にあつては、床面積の合計が200平方メートル以下のものは128,900円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のものは154,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のものは179,100円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のものは204,300円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のものは244,100円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のものは324,200円、50,000平方メートルを超えるものは595,500円</p>
<p>(7)</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画(法第34条第3項各号に掲げる事項の記載のないものに限る。)の変更認定の申請(申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分が追加される場合を除く。)に対する審査</p>	<p>申請1件につき次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 次に掲げる変更認定の申請をしようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 第4号ア(ア)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,100円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは10,100円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは16,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは46,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは73,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満</p>

のものは92,100円、25,000平方メートル以上
50,000平方メートル未満のものは114,900円、
50,000平方メートル以上のものは160,600円

(イ) 第4号ア(イ)に掲げる建築物 変更認定に係
る建築物の部分の床面積の合計が300平方メー
トル未満のものは50,200円、300平方メートル以上
1,000平方メートル未満のものは63,700円、1,000
平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
は83,700円、2,000平方メートル以上5,000平方メ
ートル未満のものは135,100円、5,000平方メー
トル以上10,000平方メートル未満のものは176,200
円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル
未満のものは211,600円、25,000平方メートル以上
50,000平方メートル未満のものは248,100円、
50,000平方メートル以上のものは321,100円

(ウ) 第4号ア(ウ)に掲げる建築物 変更認定に係
る建築物の部分の床面積の合計が300平方メー
トル未満のものは130,100円、300平方メートル以上
1,000平方メートル未満のものは162,900円、1,000
平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
は210,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メ
ートル未満のものは299,500円、5,000平方メー
トル以上10,000平方メートル未満のものは368,700
円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル
未満のものは435,700円、25,000平方メートル以上
50,000平方メートル未満のものは496,900円、
50,000平方メートル以上のものは619,500円

(エ) 第4号ア(エ)に掲げる建築物 3,400円

(オ) 第4号ア(オ)に掲げる建築物 変更認定に係

る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは10,700円、200平方メートル以上のものは11,400円

(カ) 第4号ア(カ)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは20,200円、200平方メートル以上のものは22,500円

(キ) 第4号ア(キ)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,100円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは12,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは26,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは46,800円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは74,600円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは112,900円、50,000平方メートル以上のものは171,300円

(ク) 第4号ア(ク)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは19,400円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは33,100円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは59,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは89,600円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは164,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは277,300円、50,000平方メートル以上のものは486,000円

		<p>(ケ) 第4号ア(ケ)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは40,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは66,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは112,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは160,800円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは315,800円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは558,400円、50,000平方メートル以上のものは1,025,900円</p> <p>(コ) 第4号ア(コ)に掲げる建築物 同号ア(コ)の規定の例により算出した額</p> <p>イ 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、申出1件につき第4号イに掲げる額</p> <p>ウ 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出について構造計算適合性判定を要する場合にあっては、申出1件につき3,300円に、1の建築物ごとに前号ア又はイに掲げる額を加算した額</p> <p>エ 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出について建築基準法第87条の4に規定する昇降機その他の建築設備に係る部分を含む場合にあっては、第4号ウに掲げる額</p>
(8)	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更であることの証明(変更に係る建築物エネルギー消費性能向</p>	<p>証明を受けようとする1の建築物ごとに次に掲げる証明を受けようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 第4号ア(ア)に掲げる建築物 証明を受けようと</p>

上計画の評価方法（証明を受けようとする計画について、法第34条第3項各号に掲げる事項の記載がある場合にあっては、証明を受けようとする建築物に係る部分に限る。）が直近の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。）

する建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは19,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは30,700円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは91,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは144,900円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは182,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは228,600円、50,000平方メートル以上のものは319,900円

イ 第4号ア(イ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは126,300円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは166,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは269,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは351,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは421,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは495,000円、50,000平方メートル以上のものは641,100円

ウ 第4号ア(ウ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは324,500円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは418,900円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは597,700円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは736,200円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未

		<p>満のものは870,100円、25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のものは992,600円、50,000平方メートル以上のものは1,237,700円</p> <p>エ 第4号ア(コ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなしてアからウまでの規定を適用して算出した額</p>
(9)	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更であることの証明（変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。）</p>	<p>証明を受けようとする1の建築物ごとに次に掲げる証明を受けようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 第4号ア(ア)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは10,100円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは16,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは46,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは73,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは92,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは114,900円、50,000平方メートル以上のものは160,600円</p> <p>イ 第4号ア(イ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは63,700円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは83,700円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは135,100円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは176,200円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の</p>

		<p>ものは211,600円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは248,100円、50,000平方メートル以上のものは321,100円</p> <p>ウ 第4号ア(ウ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは162,900円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは210,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは299,500円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは368,700円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは435,700円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは496,900円、50,000平方メートル以上のものは619,500円</p> <p>エ 第4号ア(コ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなしてアからウまでの規定を適用して算出した額</p>
(10)	建築物のエネルギー消費性能の認定の申請に対する審査	<p>申請1件につき次に掲げる認定の申請をしようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 非住宅建築物で、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が消費性能基準に適合すると認めたもの又は適合判定通知書等及び検査済証（建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の検査済証をいう。）により消費性能基準に適合することが確認できるもの 認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは19,000円、1,000平方メートル以上2,000平方</p>

メートル未満のものは30,700円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは91,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは144,900円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは182,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは228,600円、50,000平方メートル以上のものは319,900円

イ アに掲げるもの以外の非住宅建築物で、消費性能基準に適合するものであることを省令第1条第1項第1号口に定める基準により評価するもの 認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは99,200円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは126,300円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは166,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは269,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは351,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは421,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは495,000円、50,000平方メートル以上のものは641,100円

ウ 非住宅建築物で、ア及びイに掲げるもの以外のもの 認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは259,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは324,500円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは418,900円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは597,700円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは736,200

円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは870,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは992,600円、50,000平方メートル以上のものは1,237,700円

エ 一戸建ての住宅で、登録住宅性能評価機関が消費性能基準に適合すると認めたもの又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項の建設住宅性能評価書（以下この表において「建設住宅性能評価書」という。）により消費性能基準に適合することが確認できるもの 5,600円

オ エに掲げるもの以外の一戸建ての住宅で、消費性能基準に適合するものであることを省令第1条第1項第2号イ(2)又は(3)及び同号ロ(2)又は(3)に定める基準（クにおいて「仕様基準等」という。）により評価するもの 認定に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは20,100円、200平方メートル以上のものは21,600円

カ 一戸建ての住宅で、エ及びオに掲げるもの以外のもの 認定に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは39,100円、200平方メートル以上のものは43,700円

キ 共同住宅等で、登録住宅性能評価機関が消費性能基準に適合すると認めたもの又は建設住宅性能評価書により消費性能基準に適合することが確認できるもの 認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは23,100円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは51,300円、5,000平方メートル以上10,000平

方メートル未満のものは91,600円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは147,200円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは222,500円、50,000平方メートル以上のものは337,400円

ク キに掲げるもの以外の共同住宅等で、消費性能基準に適合するものであることを仕様基準等により評価するもの 認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは37,600円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは65,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは117,500円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは177,600円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは326,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは551,300円、50,000平方メートル以上のものは966,800円

ケ 共同住宅等で、キ及びクに掲げるもの以外のもの 認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは78,700円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは131,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは223,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは319,900円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは629,700円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは1,113,700円、50,000平方メートル以上のものは2,046,600円

コ 複合建築物 ア中「登録建築物エネルギー消費性

		能判定機関」とあり、並びにエ及びキ中「登録住宅性能評価機関」とあるのを「登録住宅性能評価機関（登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるものに限る。）」と読み替えて、住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなしてアからウまでの規定を適用して算出した額及び住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなしてエからケまでの規定を適用して算出した額の合計額
(11)	第4号から第7号まで及び前号に規定する認定等を受けたことの証明	1件につき980円

備考

- 1 この表の床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところにより算定する。
- 2 この表の床面積の合計は、判定等又は認定等に係る建築物の部分の床面積（次の各号に掲げる判定等又は認定等にあつては、当該各号に定める床面積を除いた床面積）の合計をいう。
 - (1) 増築又は改築に係る判定等であつて、省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により1次エネルギー消費量（省令第1条第1項第1号イの1次エネルギー消費量をいう。）に係る計算を要しない既存部分がある建築物に係るもの 当該既存部分の床面積
 - (2) 共同住宅又は複合建築物（共同住宅部分とみなす部分を有するものに限る。）であつて、当該建築物の全ての部分が認定等の申請に係る部分であり、省令第4条第3項に規定する設計1次エネルギー消費量が同項第2号の数値によるもの（以下この表において「共用部分の評価しない共同住宅等」という。）に係る認定等 当該住宅部分の共用部分の床面積
- 3 第1号において「工場等の用途のみの建築物」とは、判定に係る建築物の部分の用途が、工場、危険物の貯蔵場又は処理場、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚水処理場、ごみ処理場その他これらに類する用途のみの建築物をいう。
- 4 第2号及び第4号の床面積の合計は、変更判定又は変更認定の申請（変更判定又は変更認定に係る建築物の部分が追加される場合に限る。）にあつては、当該追加に係る部分の床面積

積（共用部分を評価しない共同住宅等については、当該増加に係る部分の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積。以下この項において同じ。）の合計に、当該追加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

5 第6号の床面積の合計は、構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積の合計とする。ただし、建築基準法第6条の3第7項の適合判定通知書又は同法第18条の2第1項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関（当該指定構造計算適合性判定機関がない場合は、大阪府知事）が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面が交付された建築物にあっては、その床面積の合計に0.5を乗じて得た面積（増築部分がある建築物にあっては、増築部分の床面積の合計に、増築部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積）とする。

6 第10号において「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 法第12条第6項の適合判定通知書
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知書
- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の通知書

15 使用済自動車の再資源化等に関する法律関係事務手数料

号	事務	金額
(1)	引取業者の登録の申請に対する審査	1件につき5,600円
(2)	引取業者の登録の更新の申請に対する審査	1件につき3,600円
(3)	フロン類回収業者の登録の申請に対する審査	1件につき6,000円
(4)	フロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	1件につき4,000円
(5)	解体業の許可の申請に対する審査	1件につき78,000円
(6)	解体業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき70,000円
(7)	破碎業の許可の申請に対する審査	1件につき84,000円
(8)	破碎業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき77,000円
(9)	破碎業の事業の範囲の変更許可の申請に対する審査	1件につき67,000円

(10)	解体業許可証又は破砕業許可証の再交付	1 件につき1,500円
------	--------------------	--------------

16 高齢者の居住の安定確保に関する法律関係事務手数料

号	事務	金額
(1)	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録又は登録の更新の申請に対する審査(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第6条第1項第12号に該当する住宅(以下この表において「前払金住宅」という。)又は国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号)第8条括弧書若しくは第9条ただし書に該当するかどうかの審査(同令第8条括弧書及び第9条ただし書のいずれにも該当するかどうかの審査を含む。)を要する住宅(以下この表において「構造設備特例住宅」という。)に係るものを除く。)	次に掲げる申請に係るサービス付き高齢者向け住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 10戸以下 27,700円 イ 11戸以上20戸以下 32,300円 ウ 21戸以上30戸以下 36,800円 エ 31戸以上40戸以下 41,400円 オ 41戸以上50戸以下 45,900円 カ 51戸以上70戸以下 55,000円 キ 71戸以上100戸以下 68,700円 ク 101戸以上 82,300円
(2)	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録又は登録の更新の申請に対する審査(前払金住宅であって構造設備特例住宅でない住宅に係るものに限る。)	申請1件につき前号の規定により算出される手数料の金額に6,800円を合算した額
(3)	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録又は登録の更新の申請に対する審査(構造設備特例住宅であって前払金住宅でない住宅に係るものに限る。)	申請1件につき第1号の規定により算出される手数料の金額に6,800円を合算した額
(4)	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録又は登録の更新の申請に対する審査(前払金住宅であって構造設備特例住宅である住宅に係るものに限る。)	申請1件につき第1号の規定により算出される手数料の金額に13,600円を合算した額